

民 生 費

- ・社会福祉費
- ・児童福祉費

社会福祉総務費

福祉課

1. 社会福祉事業

(1) 生活保護に関する業務

京都府が設置する福祉事務所(山城広域振興局 乙訓保健所)が実施機関として保護の決定等の生活保護に関する業務を実施しているが、本町では一次的な相談窓口として住民等からの相談や申請の受付、福祉事務所との連絡調整等の業務を実施している。

○被保護世帯、人員、保護率の状況

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
被 保 護 世 帯 数	72	75	71	72	65	61	59	56	56	55	54	52	50
被 保 護 人 員	115	120	114	110	104	91	89	85	78	74	74	73	71
保 護 率 (‰)	7.7	8.0	7.6	7.3	6.8	5.9	5.7	5.3	4.8	4.5	4.5	4.4	4.3

(2) 福祉団体等支援

地域での福祉活動を行う団体等への支援・援護として、団体等が行う事業等に対して補助金を交付する。

大山崎町社会福祉協議会	補助金	18,385,000 円
大山崎町三つ和母子会	補助金	95,000 円
大山崎町遺族会	補助金	108,000 円

(3) 福祉団体等事務支援

①戦没者追悼式

大山崎町遺族会が主催する戦没者追悼式に対して補助金を交付する。(令和6年5月31日開催)

補助金 270,000 円

(4) 民生児童委員活動への支援等

①活動補助金

大山崎町民生児童委員協議会が行う地域福祉活動事業等に対し、補助金を交付する。

補助金 3,973,000 円

②定例会等開催状況

三役会 12 回 役員会 12 回 定例会 12 回

(5) 権利擁護

判断能力が十分でない知的障害者及び精神障害者等が、成年後見制度を利用することにより、自立した生活を送ることができるよう支援するため、成年後見制度利用支援事業を実施する。

①成年後見制度親族調査

町長申立てを行うため親族調査を行う。	件数	0 件	委託料	0 円
--------------------	----	-----	-----	-----

②成年後見制度町長申立て

本人や親族による申立てができない場合に、町長が家庭裁判所に申立てを行う。	件数	0 件		
--------------------------------------	----	-----	--	--

③成年後見人等報酬助成

成年後見人等が選任されている要支援者に対して、成年後見人等への報酬に係る費用の助成を行う。	件数	2 件	扶助費	454,000 円
---	----	-----	-----	-----------

(6) 福祉センターの管理運営

福祉センターの指定管理者に対し、指定管理料を支払う。			委託料	3,696,000 円
----------------------------	--	--	-----	-------------

(7) 大山崎町地域福祉計画等の推進

第3期地域福祉計画(令和5年度～令和9年度)の計画の進捗状況の確認と今後の計画推進方策について協議するため、会議を開催した(令和7年3月31日)。
なお、地域福祉計画は自殺対策計画と一体的に策定している。

(8) 行旅死亡人等取扱事務

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、身元不明の死亡人について、葬祭と官報への公告を行う。

また、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、身元は判明しているが引取者のいない死亡人について葬祭を行う。

行旅病人及行旅死亡人取扱法	件数	0 件	手数料	0 円
---------------	----	-----	-----	-----

墓地、埋葬等に関する法律	件数	0 件	手数料	0 円
--------------	----	-----	-----	-----

(9) 災害見舞金

大山崎町内における災害による被災者に対し、災害見舞金等を給付する。	件数	2 件	扶助費	110,000 円
-----------------------------------	----	-----	-----	-----------

2. 福祉医療事業

(1) 福祉医療

(令和7年3月31日現在 単位:人、円)

①重度心身障害児者、ひとり親家庭児童及びその親に医療費の自己負担分の助成を行う。

制 度	受給者数	支出額(扶助費)
重 度 心 身 障 害	139	23,399,098
ひ と り 親	296	13,113,439
合 計	435	36,512,537

②重度心身障害老人健康管理事業

後期高齢者医療保険の被保険者である重度心身障害老人に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療費一部負担金に相当する額を給付する。

(令和7年3月31日現在 単位:人、円)

制 度	受給者数	支出額(扶助費)
重度心身障害老人健康管理事業	159	13,775,886

3. 障がい者福祉推進事業

(1) 障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者

(令和7年3月31日現在 単位:人)

等 級	視 覚	聴覚 ・平衡	音声 ・言語 そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 ・直腸	肝臓	免疫	小腸	合計
1 級	10	2	0	63	90	35	1	0	3	1	0	205
2 級	13	15	0	60	1	0	0	0	0	2	0	91
3 級	4	9	3	57	27	2	4	4	0	1	0	111
4 級	3	19	4	87	40	1	3	33	0	0	0	190
5 級	7	1	0	52	0	0	0	0	0	0	0	60
6 級	3	16	0	34	0	0	0	0	0	0	0	53
合 計	40	62	7	353	158	38	8	37	3	4	0	710

②療育手帳所持者

区 分	A	B	合計
人 数	65	85	150

③精神障害者保健福祉手帳所持者 ※ 有効期間内手帳交付者数

等 級	1級	2級	3級	合計
人 数	5	67	82	154

(2) 障がい者等医療助成

① 自立支援医療(更生医療)

身体障がい者が、その障がいを除去・軽減でき日常生活や職業生活に適用するように改善するための医療について、医療費の一部を給付する。

給付決定件数 71 件 扶助費 10,269,587 円

② 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童の身体障がいを除去、軽減する手術等について、医療費の一部を給付する。

給付決定件数 2 件 扶助費 78,079 円

③ 自立支援医療(精神通院)

精神の疾患により、定期的に通院治療が必要な方に対し、その治療に必要な費用を公費で負担する(京都府が負担)。

受給者数 280 人

自立支援医療に必要な申請の受付等を行い、京都府へ進達する。

(令和7年3月31日現在有効期限内受給者)

④ 自立支援医療(特別対策事業)

在宅酸素療法を受けている呼吸器機能障害3級所持者及びストーマ周辺の感染防止等のための治療を受けているぼうこう・直腸機能障害3級所持者に対し、当該医療に係る医療費の一部を給付する。

件数 2 件 扶助費 143,326 円

(3) 障害者総合支援法に基づくサービス等

① 自立支援給付費(補装具)

失われた身体機能を補うための補装具の購入・修理に係る費用の一部を給付する。

(単位:件、円)

種 目	購 入	修 理	支出額(扶助費)
義 肢	0	1	70,501
装 具	2	1	477,938
姿 勢 保 持 装 置	4	0	1,435,845
盲 人 安 全 つ え	0	0	0
義 眼	0	0	0
眼 鏡	0	0	0
補 聴 器	7	2	651,064
車 椅 子	4	5	1,274,491

種 目	購 入	修 理	支出額(扶助費)
電 動 車 椅 子	0	3	156,018
座 位 保 持 椅 子	0	0	0
起 立 保 持 具	0	0	0
歩 行 器	1	0	154,611
頭 部 保 持 具	0	0	0
排 便 補 助 具	0	0	0
歩 行 補 助 つ え	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0
合 計	18	12	4,220,468

②自立支援給付(介護・訓練)

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る費用の一部を給付する。障害福祉サービスは、介護の支援を提供する「介護給付」、訓練等の支援を提供する「訓練等給付」及び「相談支援給付」に区分され、利用者(又は児童の保護者)からの申請に基づき、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定を行っている。

(単位:人、円)

サ ー ビ ス 名 称		延べ人数(年間)	支出額(扶助費)
介 護 給 付	居 宅 介 護	711	88,837,315
	重 度 訪 問 介 護	106	41,417,529
	行 動 援 護	60	8,120,602
	同 行 援 護	37	3,226,686
	重度障害者等包括支援等	0	0
	生 活 介 護	433	128,442,446
	特例介護給付費及び特例訓練等給付費	0	0
	施 設 入 所 支 援	165	31,275,856
	短 期 入 所	174	10,711,289
	療 養 介 護	12	3,510,500

サ ー ビ ス 名 称		延べ人数(年間)	支出額(扶助費)
訓 練 等 給 付	共 同 生 活 援 助	253	56,105,391
	自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	0	0
	自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	12	1,045,040
	就 労 移 行 支 援	40	6,673,700
	就 労 継 続 支 援 (A 型)	242	37,915,349
	就 労 継 続 支 援 (B 型)	428	58,511,934
	就 労 定 着 支 援	24	858,585
	特 定 障 害 者 特 別 給 付 費	417	4,068,620
計 画 相 談 支 援 給 付 費		482	7,626,117
合 計		3,596	488,346,959

(4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

児童福祉法に基づく障がいのある児童の通所支援事業の利用に係る費用の一部を給付する。児童の保護者からの申請に基づき、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定を行っている。

なお、入所支援事業の利用については、都道府県が支給決定を行う。

(単位:人、円)

サ ー ビ ス 名 称	延べ人数(年間)	支出額(扶助費)
児 童 発 達 支 援	491	22,763,680
医 療 型 児 童 発 達 支 援	5	86,427
肢体不自由児通所医療	3	8,361
放課後等デイサービス	775	56,035,180
居宅訪問型児童発達支援	0	0
保育所等訪問支援	0	0
障 害 児 相 談 支 援	213	4,386,501
合 計	1,487	83,280,149

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がい者及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。委託料 6,858,215 円

○委託先 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 こらぼねっと相談支援センター
指定相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」 京都精神保健福祉推進家族会連合会 乙訓やよい会
乙訓ひまわり園相談支援事業所

②意思疎通支援事業

聴覚障がい者の社会参加等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。派遣回数 129回 派遣時間 353時間30分 報償費 503,780 円

③重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業

重度障がい児者の入院時に医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣する。利用者 0 名 扶助費 0 円

④日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具に係る費用の一部を給付する。

(単位:件、円)

区 分	種 目	件数	支出額(扶助費)
自立生活支援用具	入 浴 補 助 用 具	1	5,500
	歩 行 補 助 杖 (T 字 状 又 は 棒 状 の 一 本 杖)	1	2,835
	頭 部 保 護 帽	1	10,944
在宅療養等支援用具	ネ プ ラ イ ザ ー (吸 入 器)	1	32,400
	電 気 式 た ん 吸 引 器	3	157,920
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	1	85,000
	聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	1	42,768
	人 工 喉 頭 (電 動 式)	1	72,203
排泄管理支援用具	ス ト ー マ 装 具 ※	281	2,542,287
	紙 お む つ 等 ※	83	796,743
合 計		374	3,748,600

※1か月分を1件として計上

⑤移動支援事業

移動が困難な障がい者等について自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行う。

扶助費 13,156,344 円

(単位:人、時間)

	身体障がい者分	知的障がい者分	精神障がい者分	難病患者分	児童	合計
実利用者	18	20	8	1	5	52
年間延利用時間	2,094.75	1,747.75	550.75	94.00	677.50	5,164.75

⑥地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター事業を行う。

扶助費 12,077,971 円

⑦入浴サービス事業

施設における入浴サービスを提供する。

利用者 3 名 延利用回数 179 回

扶助費 1,217,200 円

⑧日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供する。

利用者 7 名 延利用時間数 1,071 時間

扶助費 996,305 円

⑨手話奉仕員養成研修事業

中央公民館において手話教室(入門編)を実施する。

実施回数 12回 受講者 4 名

報償費 83,500 円

乙訓二市一町共同で手話奉仕員養成講座(入門編合同・基礎編)を実施する。

実施回数 入門合同4回
基礎19回 受講者 2 名

報償費 26,214 円

乙訓二市一町共同で登録手話通訳者、登録要約筆記者に研修を実施する。

実施回数 13回 受講者 25 名

報償費 20,030 円

⑩福祉ホーム補助

福祉ホームの運営費を補助する。

利用者 2 名

補助金 766,600 円

⑪医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助

医療的ケアを必要とする障害児者に対する障害福祉サービス等を提供する事業者に対して補助金を交付する。

事業者 2 件

補助金 100,000 円

(6) 施設運営補助等

①乙訓福祉施設事務組合

乙訓若竹苑、乙訓ポニーの学校、障害支援区分認定審査会、乙訓障がい者虐待防止センター、乙訓障がい者基幹相談支援センターを運営する

乙訓福祉施設事務組合の運営費を負担する。

負担金 44,447,000 円

②民間心身障害者福祉施設運営補助

乙訓圏域で障がい者福祉施設等を運営する社会福祉法人等に対し、施設整備に係る借入金の元利償還金の一部を補助する。

補助金 519,277 円

③障害者施設整備事業補助

乙訓圏域で障がい者福祉施設を整備(新築、増改築、改修)する社会福祉法人等に対し、施設整備費及び設備整備費の一部を補助する。 補助金 3,045,000 円

(7) 各種助成制度

①心身障害者扶養共済制度補助

心身障がい者に終身一定の年金を給付する制度で、加入した保護者に対し掛金の一部を補助する。

件数 2 件 扶助費 212,000 円

②福祉タクシー助成事業

障がい者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金及び障がい者用自動車のガソリン代の一部を補助する。

件数 300 件 扶助費 2,157,700 円

③身体障害者等診断書料助成

身体障害者等手帳の申請時に要する診断書料の全部又は一部を助成する。

件数 25 件 扶助費 50,000 円

④障害者福祉サービス等利用助成事業

京都府との協調事業として、障害者総合支援法における利用者負担の負担上限月額を国基準より引き下げることで利用者負担の軽減を図る。

・補装具費利用者負担緩和事業

件数 3 件 扶助費 37,200 円

・自立支援医療(更生医療)利用者負担緩和事業

件数 61 件 扶助費 1,188,626 円

・自立支援医療(精神通院)に係る負担分

件数 2,282 件 扶助費 183,006 円

合計 2,346 件 合計 1,408,832 円

⑤高額障害福祉サービス費の支給

障害福祉サービス、障害児通所支援事業、補装具費等の複数のサービスを利用することで利用者負担額の合算額が負担上限月額を超える場合、超えた額を給付する。

件数 23 件 扶助費 150,131 円

⑥障害者自動車改造費助成事業

障がい者が就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合、その費用の全部または一部を助成する。

件数 1 件 扶助費 100,000 円

(8) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用に必要となる障害支援区分認定調査を実施し、障害支援区分の認定を行う。

・障害支援区分認定調査(※) : 事業者へ委託

委託件数 19 件 委託料 129,200 円

(※) 認定調査件数45件のうち、19件を事業者に委託、残り26件は町職員が調査

・障害支援区分認定審査会 : 乙訓福祉施設事務組合において実施

認定件数 45 件

○障害支援区分の認定状況

(単位:件)

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
認定件数	0	0	2	10	3	7	23	45

(9) 障がい者啓発事業等

12月3日から12月9日の「障害者週間」に合わせ、身体障害者協会と知的障害者育成会と協力し役場1階ロビーにてPR展示、チラシや啓発物品を配布。
啓発パンフレットを町内約400世帯へポスティングする。

(10) 福祉団体等支援

地域での福祉活動を行う団体等への支援として、団体等が行う事業等に対して補助金を交付する。

大山崎町身体障害者協会 補助金 161,000 円

大山崎町知的障害者育成会 補助金 65,400 円

(11) 団体事業支援

① 障がい者スポーツ大会（令和7年1月26日）

障がい者の社会参加を促進し、もって障害福祉の向上に寄与することを目的とし、町障がい者スポーツ大会を開催（実行委員会形式で開催）。

② 障害者ふれあい広場（令和6年5月26日）

京都府主催の障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」に、乙訓ブロックとして参加する。

（令和6年度は大山崎町からの参加者なし）

(12) 障がい者虐待防止対策事業

① 乙訓障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法の施行により、乙訓障がい者虐待防止センターを乙訓二市一町で設置し、障がい者虐待の防止や早期発見、相談、支援等を行う。

・養護者による虐待に関する相談、通報件数 件数 0 件 （大山崎町分）

・福祉施設従事者による虐待に関する相談、通報件数 件数 0 件 （大山崎町分）

・使用者による虐待に関する相談、通報件数 件数 0 件 （大山崎町分）

② 障がい者虐待防止一時保護事業

虐待により重大な危険が生じる恐れがある場合、障がい者の保護を行う。

件数 0 件

(13) 大山崎町障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定

計画の進捗状況の確認と今後の計画推進方策について協議するため、会議を開催した(令和7年3月31日)。
障がい者(児)基本計画は令和6年度から令和11年度までの6か年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画となっている。

報償費 72,000 円

(14) 遠隔手話通訳サービス

町設置手話通訳者不在時等に、手話を使用する聴覚障害者が来庁したときに、京都市聴覚言語障害センターに常駐する手話言語オペレーターを介して、意思疎通支援を行う。

通訳件数 0 件 委託料 422,400 円

(15) その他の福祉事業

聴こえの教室を開催する。 令和6年7月4日(参加者4名)、令和6年12月4日(参加者6名)、令和7年3月11日(参加者11人) 報償費 60,000 円

国民年金事務費

健康課

国民年金制度は老後の生活を支える公的年金制度の土台としての役割を担っている。しかし、急速な少子・高齢化により、年金受給者の増加とともに現役世代の負担増が指摘されており、保険料の納付督促等の事務が重要性を増している。

今後とも、口座振替・クレジットカード払いの案内強化などを通して納付勧奨を行うとともに支払いが困難な被保険者に対しては納付猶予・免除申請等の案内を行い、公的年金の財源確保と被保険者の年金受給資格期間の確保に努める。

(1) 拠出制国民年金関係

① 被保険者数及び異動状況

(単位:人)

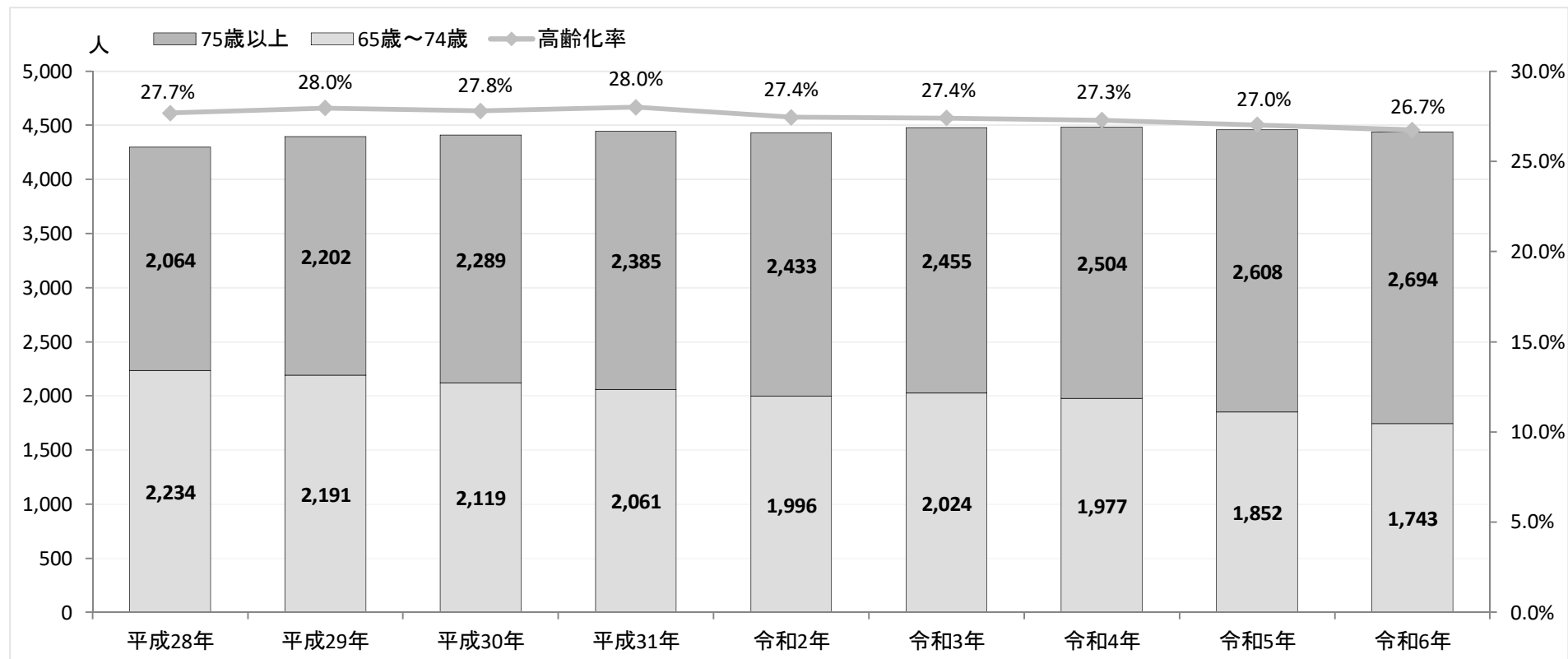
令和5年度末 被保険者数	令和5年度中の異動状況					令和6年度末 被保険者数
	資格取得	転 入	転 出	資格喪失	増 減	
2,705	693	97	102	766	▲ 78	2,627

② 被保険者の種類別内訳

(単位:人)

第1号	任 意	第3号	計	法定免除	申請免除				納付猶予	学生納付 特例	付加保険料加入者	
					全額	3/4	半額	1/4			任 意	強 制
1,591	28	1,008	2,627	134	214	16	7	11	74	222	82	0

1. 高齢者人口の推移



(各年4月1日現在)

		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
人口総数		15,525		15,711		15,863		16,005		16,137		16,348		16,423		16,505		16,594	
高齢者人口	65歳以上	4,298	27.7%	4,393	28.0%	4,408	27.8%	4,446	28.0%	4,429	27.4%	4,479	27.4%	4,481	27.3%	4,460	27.0%	4,437	26.7%
	うち 65歳～74歳	2,234	14.4%	2,191	13.9%	2,119	13.4%	2,061	13.9%	1,996	12.4%	2,024	12.4%	1,977	12.0%	1,852	11.2%	1,743	10.5%
	75歳以上	2,064	13.3%	2,202	14.0%	2,289	14.4%	2,385	14.0%	2,433	15.1%	2,455	15.0%	2,504	15.2%	2,608	15.8%	2,694	16.2%

2. 在宅福祉事業

事業名	内 容	区 分	決算額	内 訳
①寝具丸洗い乾燥サービス	ひとり暮らし高齢者、要介護の高齢者等に寝具の丸洗い乾燥サービスを実施。	委託料	59,207円	申請件数 17件
②日常生活用具給付	ひとり暮らし高齢者等で、防火等の配慮が必要な者に機器の給付をする。	扶助費	0円	申請件数 0件

3. 施設福祉事業

①養護老人ホーム措置事業	身体上、精神上、環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所を措置する。	扶助費	434,328円	対象者数 1人
②高齢者緊急一時保護措置事業	虐待等により緊急保護する必要がある高齢者を高齢者施設に一時的に措置する。	委託料	0円	利用者数 0人

4. 老人福祉推進事業

①敬老会(9月27日)	大山崎町体育館において75歳以上の高齢者を対象として開催。88歳・100歳及び町内最高齢の高齢者に対して記念品を贈呈。	報償費	676,493円	参加者数 約200人 賀寿対象者 110人
		需用費	120,851円	
		委託料	702,688円	
		使用料及び賃借料	347,960円	
②老人クラブ助成	連合会に所属する単位老人クラブへの活動費の助成。	補助金	0円	老人クラブ連合会休止中のため(3クラブ、62人)
③生きがい対策事業	高齢者が充実した高齢期を過ごすための生きがいづくりに対する活動費の助成。	補助金	0円	老人クラブ連合会休止中のため
④シルバー人材センター運営補助	高齢労働能力活用の推進を図るため、シルバー人材センターへの運営費の補助。	補助金	3,000,000円	
⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	後期高齢者医療広域連合から委託を受け、令和4年7月から実施。健康課題分析から、糖尿病や腎機能低下等の生活習慣病ハイリスク者への訪問や健康状態不明者への個別アプローチ、合わせて地域の通いの場でフレイル予防等の集団健康教育を行うことで、将来的な介護予防、医療費削減を目指す。	報償費	148,991円	通いの場への介入数 10箇所(延べ409人) 健康状態不明者への訪問 46人(把握率 95.8%) 生活習慣病ハイリスク者への介入 15人(対象者 16人)
		旅費	1,000円	
		需要費	57,790円	
		備品購入費	46,200円	

5. 介護保険関連事業

①介護保険社会福祉法人利用者負担軽減補助	社会福祉法人が利用者負担減免を行った場合に補助する。	補助金	0円	申請件数 0件 (対象者数 3人)
②介護予防安心住まい改修助成	介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に住宅改修費用の一部を助成。	扶助費	0円	申請件数 0件
③介護保険事業特別会計への繰出	介護保険事業特別会計の町負担分の繰出金	繰出金	278,191,000円	

6. 老人医療事業

事業名	内 容	区 分	決算額	内 訳
①老人医療助成	65歳以上70歳未満の所得税非課税世帯高齢者等の医療費の一部を助成した。	扶助費	862,344円	受給者数 24人 (令和7年3月31日現在)

7. 後期高齢者医療制度関連事業

①後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療被保険者の療養給付費に係る市町村負担金を支出した。	負担金	206,207,149円	
②後期高齢者医療人間ドック補助金	後期高齢者医療制度被保険者が人間ドックを受診する場合の受診費用の一部(一律16,000円)を補助した。	補助金	1,008,000円	助成者数 63人
③後期高齢者歯科健康診査補助金	75歳になった後期高齢者医療制度被保険者が歯科健康診査を受診する場合の受診費用の全額を補助した。	補助金	140,660円	助成者数 26人
④後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出	後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	繰出金	75,231,654円	事務費繰出金 25,452,000円 保険基盤安定繰出金 49,779,654円

1. 老人福祉センターの実施事業

種 類	事 業 名	内 容	期 日	対 象
教養講座	金継ぎワークショップ	漆の代わりに樹脂を使って器を修復する簡易的な金継ぎ体験会を開催	7月3日	町内在住 60歳以上
	サロンコンサート	グランドピアノを活用したジャズコンサート、ピアノとサクスを合わせたコンサートの開催	7月12日・3月21日	
	夏の盆踊りと呉服やさんの話	おおよまぎ音頭の継承と踊りに欠かせない浴衣の知識の向上を図るため開催	7月30日	
	ユニークな絵画表現	特別な技法を専門の講師から学び、個性を生かしたオリジナル作品の制作を目的に開催	10月29日・31日	
	レジンアクセサリー講座	細かい作業に集中して完成させる達成感と教養の向上を目的に開催	10月31日	
	クリスマススワッグ作り	オランダ式スワッグの手法を学びクリスマス飾りを完成させる体験を目的に開催	11月27日・29日	
	音楽を楽しむ会	音楽療法士による、笑いを交えながらの体験型音楽療法講座を開催	1月31日	
	新春かるた大会	数は競わず誰でも気軽に参加できる小倉百人一首の大会を開催	1月30日	
	カラオケ大会	好きな歌を通じて、高齢者の健康増進と親睦を深めるとともに利用者拡大を目的に開催	2月21日	
	お話ワールドへようこそ	こっけい話や失敗談、笑いヨガを交えてストレス軽減やリラックス効果を図ることを目的に開催	2月28日	
	カラオケを楽しむ会	好きな歌を通じて、高齢者の健康増進と親睦を深めるとともに利用者拡大を図る会を毎月開催	毎月1回	
	シルバー大学	大山崎の歴史・医療・防災等身近な学びを通した生きがいづくりを目的に開校	6月～3月(内6回)	
健康講座	歩こう会(春・秋)	御室仁和寺・京都鉄道博物館の見学と梅小路公園散策	4月11日・11月21日	町内在住 60歳以上
	ビリヤード大会	ビリヤードサークルの協力により、新規利用者の獲得を目的とした大会を開催	12月17日	
その他の事業	長寿苑文化祭	サークル活動の成果を発表する機会として開催	10月20日	
	小学生ビリヤード体験会	春休み期間限定で、多世代交流の実践を体験するため開催	3月25日～28日	
	スマートフォン体験型講習会	基本操作から応用・相談まで自由に組み合わせて受講する講座を実施	9月・12月	
	利用証ICカード化	新規利用者の獲得と利便性の向上を目的としてICカードを発行	4月～3月	

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業

福祉課

物価高騰の影響を強く受ける低所得世帯の負担軽減を図るため、低所得世帯に対し、給付金を給付する。

給付金の種類	対象世帯	給付額	給付時期	受給世帯数	支出額(扶助費)	備考
令和5年度大山崎町物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)	令和5年度住民税非課税世帯	1世帯あたり 7万円	令和6年2月～3月 (令和6年度に一部給付)	25世帯	1,750,000円	給付費の一部を 令和5年度に執 行済み
令和5年度大山崎町物価高騰対策給付金(住民税均等割のみ課税世帯への給付金)	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	1世帯あたり 10万円	令和6年5月～7月	260世帯	26,000,000円	
令和5年度大山崎町物価高騰対策給付金(低所得世帯の子ども加算)	令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で、18歳以下の児童がいる世帯	対象児童1人あたり 5万円	令和6年5月～7月	118世帯 (199名)	9,950,000円	
令和6年度大山崎町物価高騰対策給付金(新たに低所得世帯になる世帯への給付金・こども加算給付金)	令和6年度に新たに低所得世帯(住民税非課税又は住民税均等割のみ課税)になる世帯	1世帯あたり 10万円	令和6年9月～11月	215世帯	21,500,000円	
	18歳以下の児童がいる場合、加算	対象児童1人あたり 5万円	令和6年9月～11月	37世帯 (66名)	3,300,000円	
令和6年度大山崎町物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯への給付金・こども加算給付金)	令和6年度住民税非課税世帯	1世帯あたり 3万円	令和7年度			給付費の全部を 令和7年度へ繰 越
	18歳以下の児童がいる場合、加算	対象児童1人あたり 2万円	令和7年度			給付費の全部を 令和7年度へ繰 越

児童福祉総務費

福祉課

1. 認可外保育所助成事業

(1) 認可外保育所等入所乳幼児助成金

保育所の入所要件を満たしながら、保育所へ入所できない生後57日以上満3歳未満の乳幼児を対象に、その乳幼児の保育を認可外保育所等に委託する保護者に対して、助成金を支給する。

受給者数	18人	支給総額	943,500円
------	-----	------	----------

2. 児童手当支給事業

(1) 児童手当

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを養育する保護者に対して手当を支給する。
 令和6年10月分より児童手当制度が改正され、支給対象を高校生年代まで拡大、多子加算の拡大、所得制限の撤廃(特例給付の廃止)が行われた。
 定時払いの支払時期については、6月に2月～5月分、10月に6月～9月分をこれまで通り支給し、制度改正以降は、偶数月に前月までの分を支給する。
 その他、転出などによる受給資格消滅者に対して消滅月までの手当を随時払いとして支給している。

【令和6年9月分まで】

(受給者数は令和6年9月末現在)

区 分		受給者数 (兄弟姉妹の重複あり)	手 当 月 額	児 童 手 当 の 額 の 基 礎 と な る 延 べ 児 童 数			支 給 額
				第 1 子	第 2 子	第 3 子 以 降	
3 歳 未 満	被 用 者	366 人	15,000 円	1,518 人	1,216 人	501 人	48,525,000 円
	非 被 用 者	20 人	15,000 円	91 人	59 人	35 人	2,775,000 円
3 歳 以 上 小学校修了 前	被 用 者	752 人	10,000円 第3子以降は15,000円	4,709 人	3,202 人	818 人	91,380,000 円
	非 被 用 者	84 人	10,000円 第3子以降は15,000円	498 人	366 人	183 人	11,385,000 円
中 学 生	被 用 者	279 人	10,000 円	1,350 人	919 人	58 人	23,270,000 円
	非 被 用 者	41 人	10,000 円	223 人	120 人	10 人	3,530,000 円
特 例 給 付 (※)	被 用 者	72 人	5,000 円	434 人	342 人	78 人	4,270,000 円
	非 被 用 者	5 人	5,000 円	22 人	24 人	12 人	290,000 円
合 計		1,619 人		8,845 人	6,248 人	1,695 人	185,425,000 円

※保護者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として支給。

【令和6年10月分以降】

(受給者数は令和7年2月末現在)

区 分		受給者数 (兄弟姉妹の重複あり)	手 当 月 額	児 童 手 当 の 額 の 基 礎 と な る 延 べ 児 童 数			支 給 額
				第 1 子	第 2 子	第 3 子 以 降	
3 歳 未 満	被 用 者	360 人	15,000円 第3子以降は30,000円	1,183 人	966 人	378 人	43,575,000 円
	非 被 用 者	22 人	15,000円 第3子以降は30,000円	70 人	55 人	18 人	2,415,000 円
3 歳 以 上 中学校修了 前	被 用 者	1,098 人	10,000円 第3子以降は30,000円	5,060 人	3,386 人	1,055 人	116,110,000 円
	非 被 用 者	132 人	10,000円 第3子以降は30,000円	571 人	363 人	174 人	14,560,000 円
高 校 生	被 用 者	332 人	10,000円 第3子以降は30,000円	1,687 人	313 人	138 人	24,140,000 円
	非 被 用 者	56 人	10,000円 第3子以降は30,000円	299 人	35 人	18 人	3,880,000 円
合 計		2,000 人		8,870 人	5,118 人	1,781 人	204,680,000 円

3. ひとり親家庭支援事業

(1) 児童扶養手当

児童の福祉の増進を目的として、父母の離婚等により児童を養育している父もしくは母のいずれか、または父母に代わって児童を養育している方に、支給される（京都府が支給）。

受給者数	100人	(令和7年3月末現在)
------	------	-------------

(2) 大山崎町児童育成支援手当

令和6年度住民税非課税世帯（生活保護を受けている世帯を除く）で、以下のア、イのいずれかに該当する方に支給した。

ア. ひとり親家庭 両親またはどちらか一方が欠けている児童を養育している方。児童1人につき月額1,000円。

イ. 障がい児扶養家庭 心身に障がいのある児童を養育している方。児童1人につき月額1,000円。

世帯類型	受給者数	支給額
ひとり親家庭	59人	1,063,000円
障がい児扶養家庭	0人	0円
計	59人	1,063,000円

(受給者数は令和7年3月末現在)

(3) 京都府母子家庭奨学金

乳幼児・小学生・中学生・高校生がいる母子世帯に支給される（京都府が支給）。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

受給者数	146世帯								
乳幼児	39人	小学生	60人	中学生	33人	高校生	63人	専修学校	

4. 児童福祉推進事業

(1) 特別児童扶養手当

児童の福祉の増進を目的として、心身に重度または中度の障がいのある児童を家庭で養育している父母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される（京都府が支給）。

ただし、一定の所得限度額を超えたり、児童が施設等に入所している場合は支給されない。

受給者数	54人	(令和7年3月末現在)
------	-----	-------------

(2) 大山崎町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受ける児童等の適切な保護を図るため関係機関により構成される「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設置。令和6年度には、代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議を14回開催した。

(3) 児童福祉施設管理事業

都市公園法に基づく都市公園や児童福祉法に基づく児童遊園に該当しない小規模な遊び場を設置している。

山 寺 簡 易 児 童 公 園	555㎡
-----------------	------

(4) 幼児教育・保育無償化事業

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料等の無償化を実施している。

認可外保育施設や一時預かり事業、幼稚園で実施している預かり保育事業の利用料についても無償化を実施(上限額あり)しており、次のとおり給付を行った。

利 用 施 設 ・ 事 業	受 給 者 数	支 給 額	
認 可 外 保 育 施 設 等	3人	1,033,600円	
預 かり 保 育 事 業	74人	3,589,855円	
計	77人	4,623,455円	(受給者数は令和7年3月末現在)

5. 子育て支援医療費助成事業

(1) 子育て支援医療費助成制度

子育て家庭の医療に係る経済的な負担を軽減し、乳幼児及び児童の健康の保持・増進を図るため、医療機関での保険診療を受ける際の医療費自己負担分の一部を助成している。

令和5年9月診療分から対象を高校生まで拡充した。なお、町では対象年齢によって府制度(市町村への助成事業)に上乗せした助成を行っている。

○助成内容

区 分	対 象 年 齢	助 成 内 容 (町単独制度と府制度の内容が異なる場合は、府制度をカッコ内に記載)
入 院	0 歳 ～ 高 校 生	1医療機関ごとに月200円を超える額を助成(高校生:助成無し)
通 院	0 歳 ～ 高 校 生	1医療機関ごとに月200円を超える額を助成(中学生:月1,500円を超える額を助成。高校生:助成無し)

○受給者

0 歳 ～ 小 学 生	2,477人	
中 学 生	400人	
高 校 生	406人	
計	3,283人	(令和7年3月末現在)

○医療費

府 制 度	32,934件	63,183,644円
町 単 独 制 度	8,641件	21,387,206円
計	41,575件	84,570,850円

(2) 心臓病児手術見舞金

心臓病の早期治療並びにその家庭の経済的負担の軽減と自立助成を図ることを目的として、心臓病児が心臓手術を受けた場合、その保護者等に見舞金を給付した。

支 給 件 数	2件
支 給 額	250,000円

6. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童や、緊急一時的に保護する必要がある母子について、児童福祉施設等を利用する事業を実施している。

事 業 名	対象事由	延べ利用日数
ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難である場合等	0日
トワイライトステイ事業 (夜間養護等事業)	児童の保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在になることにより家庭で養育することが一時的に困難になる場合	0日
計		0日

(2) ファミリー・サポート・センター事業

地域で安心して子育てできる環境をつくるため、子育ての援助を行いたい者(提供会員)と、子育ての援助を受けたい者(依頼会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行っている。

○登録会員数

依 頼 会 員	80人
提 供 会 員	24人
両 方 会 員	4人
計	108人

(令和7年3月末現在)

○活動状況

内 容	件数
保育施設等開始前・終了後の預かり	4件
保 育 施 設 ま で の 送 迎	55件
そ の 他	30件
計	89件

(3) 地域子育て支援拠点事業

平成21年10月、町立中央公民館内に大山崎町子育て支援センター「ゆめほっぺ」を設置、オープンした。現在は、大山崎町保健センターで開所している。「ゆめほっぺ」は、小学校入学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を行う場としての機能はもとより、育児に関する相談や子どもの健康に関する相談なども実施している。また、平成31年4月から新たに開所した大山崎さくらの里保育園内においても、町内で2ヶ所目として同事業が実施されており、事業実施に係る費用の一部について町から補助金を交付している。

○ゆめほっぺ

・平均月別来場組数:373組

・開催行事 通年開催 :マタニティさん・プチママさんソーイング、ベビーマッサージ、おそとでほっぺ、あかちゃん集まれ等
随時開催 :記念手形作り、前向き子育てプログラム等

○大山崎さくらの里保育園

・平均月別来場組数:35組

・開催行事:園庭開放、親子体操教室、お誕生会等、ミニミニ保育園

・地域子育て支援拠点事業費補助金 5,521,000円

(4) 病児・病後児保育事業

乳幼児及び病気またはケガや病気の回復期で、まだ保育所や小学校などに通えない期間、保護者が仕事など家庭で保育ができない場合に、専用の保育室で保育を行っている。また、保育所などの登園中の急な発熱等に、保護者の依頼により代わりに迎えに行き、保育を行う送迎サービスも実施している。

施設名	委託料	延べ利用人数	送迎サービス利用人数
ひかり保育園大山崎町病児保育室	7,203,225円	15人	0人

1. 町内の保育所等について

近年の共働き世帯の増加による保育所ニーズの高まりに加え、町内の宅地開発等による子育て世帯の流入増に伴い、待機児童対策として、平成29年度から小規模保育施設2ヶ所を開設、平成31年(令和元年)度から民間保育所を開設し、計6ヶ所の保育所及び小規模保育施設で保育サービスを提供している。

(1) 定員および月平均入所児童数・年間月延べ入所児童数

	開 所	対象年齢	定 員	月 平 均 入 所 児 童 数	年間月延べ入所児童数		
					0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	合 計
町立大山崎町保育所	昭和32年(同57年移転)	6ヶ月～5歳	152人	148人	751人	1,034人	1,785人
町立第2保育所	昭和48年	6ヶ月～5歳	147人	129人	558人	1,000人	1,558人
町立第3保育所	昭和51年	6ヶ月～5歳	147人	122人	604人	864人	1,468人
大山崎さくらの里保育園	平成31年(令和元年)	57日～5歳	170人	215人	1,094人	1,486人	2,580人
京都先端科学大学附属 みどりの丘保育園	平成29年	1歳～2歳	18人	18人	223人	—	223人
ひかり保育園大山崎町	平成29年	6ヶ月～2歳	12人	12人	155人	—	155人
合 計			646人	644人	3,385人	4,384人	7,769人

2. 保育所管理運営事業(町立保育所)

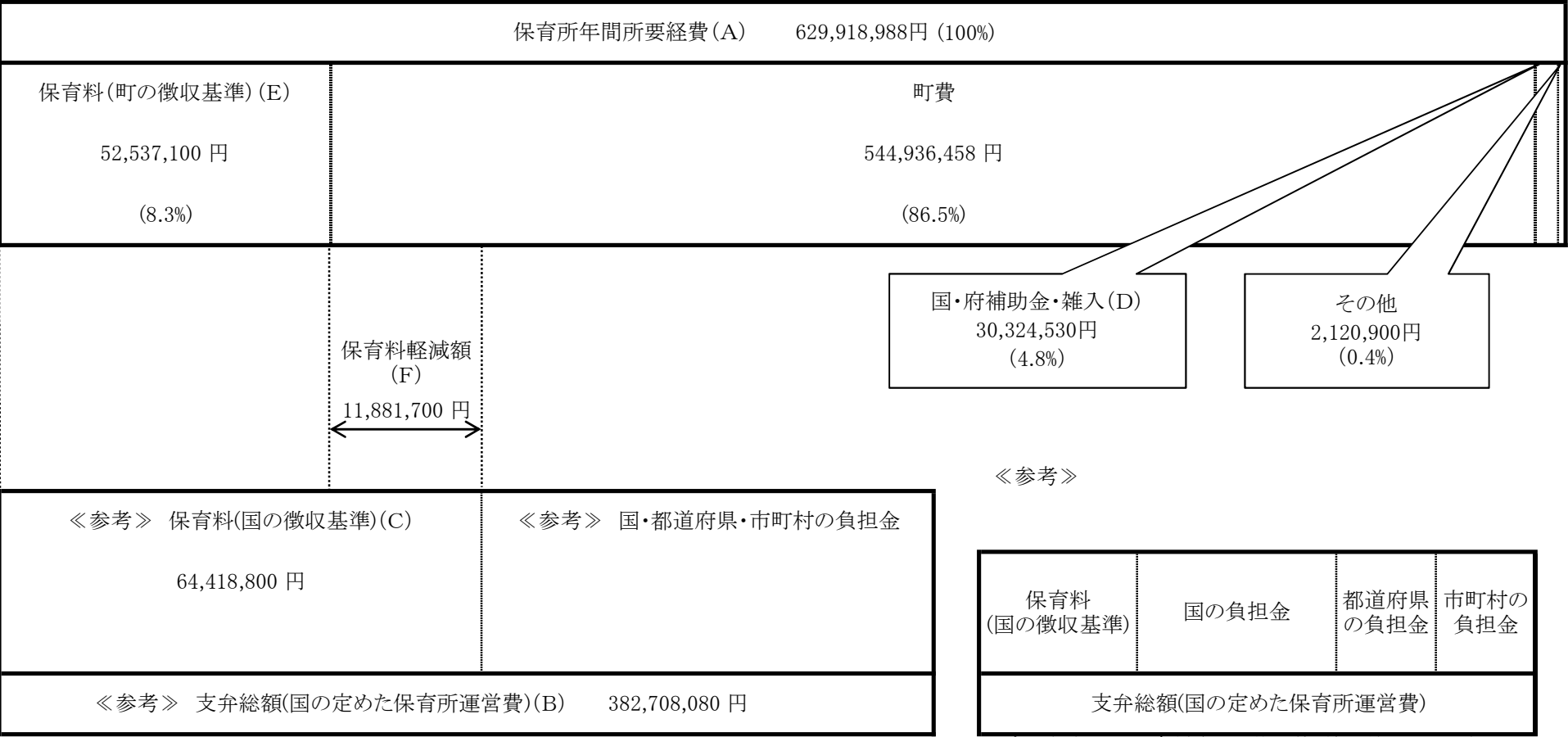
(1) 町立保育所運営経費総計表

区 分		年 度	令 和 6 年 度 決 算 額	参 考	
				令 和 5 年 度 決 算 額	令 和 4 年 度 決 算 額
保育所数・定員・保育料徴収年間月延べ入所児童数			3 カ 所 ・ 446 人 ・ 4,811 人	3 カ 所 ・ 446 人 ・ 4,941 人	3 カ 所 ・ 310 人 ・ 4,571 人
年 間 所 要 経 費 (決 算 額)	A		629,918,988円	549,010,729円	529,424,398円
支 弁 総 額	B		382,708,080円	366,663,860円	356,549,030円
保 育 料 (国 の 徴 収 基 準)	C		64,418,800円	71,745,300円	65,987,150円
国 ・ 府 補 助 金 ・ 雑 入 等	D		30,324,530円	32,070,950円	29,912,907円
保 育 料 (町 の 徴 収 基 準)	E		52,537,100円	59,534,200円	53,598,880円
保育料(国の徴収基準と町の徴収基準との差額) (C - E)	F		11,881,700円	12,211,100円	12,388,270円
児 童 1 人 当 た り の 年 間 平 均 所 要 経 費	$\left[\frac{A}{\text{保育人員}} \right]$		1,570,870円	1,329,324円	1,389,565円
児 童 1 人 当 た り の 年 間 平 均 保 育 料 軽 減 額	$\left[\frac{F}{\text{保育人員}} \right]$		29,630円	29,567円	32,515円
児 童 1 人 当 た り の 年 間 平 均 保 育 料 (国 の 基 準)	$\left[\frac{C}{\text{保育人員}} \right]$		160,645円	173,717円	173,195円
児 童 1 人 当 た り の 年 間 平 均 保 育 料 (町 の 基 準)	$\left[\frac{E}{\text{保育人員}} \right]$		131,015円	144,151円	140,679円

※令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料は無償となっている。

(2) 町立保育所運営経費のしくみ

()内は構成比



《参考》

※支弁総額から保育料(国の徴収基準)を差し引いた額を、国が2分の1(0歳児～2歳児は60.0%)、府と町が4分の1(0歳児～2歳児は20.0%)をそれぞれ負担している。

(3) 一時保育事業

家庭における保育が一時的に困難な時に児童の保育を行っている(大山崎町保育所で実施)。
保護者とともに町内に住所を有し居住し、かつ、保育所の入所要件に該当しない、健康で集団保育が利用可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの児童が対象。

事業名	対象事由	利用日数	延べ利用日数	実人数
非定型的保育サービス	保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合	週3日間を限度	411日	12人
緊急保育サービス	保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合	継続25日間を限度	255日	15人
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合	月2日間を限度	179日	30人
計			845日	57人

(4) 地域子育て相談事業

町立保育所では、保育に関する専門性を生かして、子育て相談事業や園庭開放などを実施することにより、地域に密着した子育てのサポート役としての役割を果たしている。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施していなかった園庭開放や保育所の行事参加などの子育てサポート事業を令和5年度から再開した。

○事業内容

子育て相談事業(電話相談)	令和6年5月から令和7年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで
子育てサポート事業	「園庭開放」令和6年5月から令和7年3月まで、毎週火曜日10時から11時30分まで(7月、8月を除く)。「保育所行事」七夕まつり、節分の行事に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考える。

○町立保育所ごとの実施状況

保 育 所 名	事業内容	年間開催回数	延べ利用者数
大山崎町保育所	子育て相談事業(電話相談)	43回	0人
	子育てサポート事業	37回	15人
第2保育所	子育て相談事業(電話相談)	43回	0人
	子育てサポート事業	37回	9人
第3保育所	子育て相談事業(電話相談)	43回	0人
	子育てサポート事業	37回	9人

3. 民間保育所等運営支援事業

(1) 民間保育所運営支援事業

民間保育所に対して、運営に係る費用を支出した。また、民間保育所で実施している延長保育事業等への補助金を交付した。
なお、民間保育所に入所している児童の保育料は、町が徴収している。

保育施設名	区分	支出額
大山崎さくらの里保育園	保育所運営委託料	236,704,230円
	延長保育事業費補助金	2,761,000円
	一時預かり事業費補助金	6,396,389円
	保育所運営費補助金	36,106,006円
	性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	75,000円
ひかり保育園大山崎町	延長保育事業費補助金	600,000円

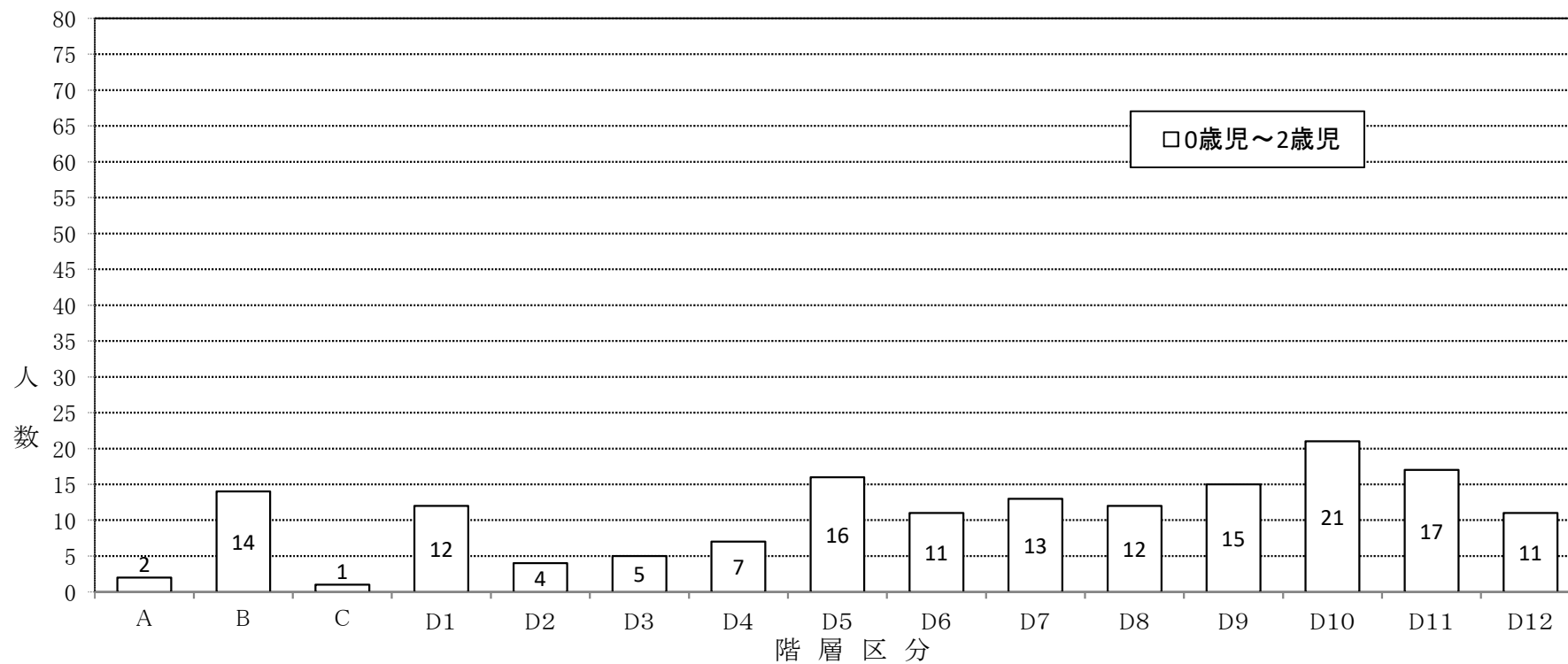
(2) 地域型保育給付費補助事業

小規模保育施設2ヶ所、広域入所した保育園およびこども園に対して、運営に係る費用を支出した。
なお、児童の保育料は、各々の施設が徴収している。

保育施設名	区分	支出額
京都先端科学大学附属 みどりの丘保育園	地域型保育給付費補助金	39,324,430円
ひかり保育園大山崎町	地域型保育給付費補助金	29,536,630円
青いとり保育園	地域型保育給付費補助金	1,611,160円
大原野こども園	施設型給付費補助金	361,224円

4. 保育料について

(1) 町内の保育所(小規模保育施設は除く)入所児童(0歳児～2歳児)の保育料階層別人数(町の基準)



(令和7年3月1日現在)